主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

【要旨】<u>少年法20条による検察官送致決定に対しては,特別抗告をすることは</u>できないと解されるから,本件抗告の申立ては不適法である。

よって,刑訴法434条,426条1項により,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 古田佑紀 裁判官 滝井繁男 裁判官 津野 修)